文系科目
社会言語学　第1回講義

担当教員
留学生センター・イノベーションマネジメント研究科
西條美紀

この授業の目的

- 社会言語学という学問の概要を紹介する。
- そこで展開される様々な「社会における言語使用」の視点を使って、学生が行っているコミュニケーションを管理できるようになる。
- 社会と自分の問題をコミュニケーションの観点から分析する視点を学生が持つ。

受講に求められる姿勢

- 授業中の課題（1回の講義に必ずひとつ以上の課題）に積極的に取り組む。
- 課題でグループの話し合いに参加する。
- 社会での様々なコミュニケーションに興味をもつ。
- 自分のコミュニケーションを振り返ることに興味をもつ。

この授業にむく学生

- 教師からの知識の吸収だけでなく学生間の意見交換から様々なことを学べると考える人
- 自分の意見を表明することにあまり抵抗を感じない
- コミュニケーションについて考えることに興味がある人

今年度のシラバスと成績評価

- プリント「社会言語学」シラバス参照
- 成績評価

・最終レポート、授業中の課題、出席の総合評価

・最終課題は自分で会話等のデータの分析をしてその結果をまとめる。データ収集・分析方法は授業で紹介。

社会言語学とは？

定義：社会言語学は、社会の中で生きる人間、ないしその集団との関わりにおいて言語の使われ方を見ようとする学問である

→ 「言語の使われ方」を見る見方

・社会における言葉の変異を見る

・言葉と政治・政策との関係を見る

・個人のコミュニケーションを社会との関係において見る

言語の「変異形」(variant)

- 言葉の使い方はその人の属性(性別、教育、出身地、地位など)によって違う。これを言語の変異形という。
- しかし、この変異形は、個人によって違うのではなく、個人が属する「社会」によって違う。それはなぜか？

言語使用を制約するもの

- 文法
- 規範

→このふたつが言語使用を「制約する」というのはどういうことか？

文法

- 言語には必ず文法がある。文法とは文がどういう語の配列によって構成されているのか（統語）の決まりである。文法を獲得・習得することがその言語を使用する前提となる。このきまりに従わない文は「非文」（文ではない）とされる。

規範

- 社会学では、行為を一定の型に制約する法律、価値、慣習、制度を規範という。これらは、人が行為・評価・判断を行うときに参照する枠組みの役割を果たす。
- 言語使用も行為のひとつであるから、当然、社会の規範に従うことを期待されている。
- 規範に従わない行為は「逸脱」と呼ばれる。
- 逸脱はしばしば社会的な制裁を受ける。

規範についての意識

- 人は自分がどんな規範を持っているかについて意識的であるとは限らない。
- 法律のように、同じ国の国民に等しく「課される」規範もあるが、慣習や価値は社会との関わりの中で形成されるものである。
- 多くの価値的な規範は逸脱例に接したときにはじめて顕在化する。

逸脱と制裁（タスク）

大多数の人がもっている規範から逸脱したために社会的な制裁を受けたことについて思い出し、近くの学生と意見交換する。何かを言ったり、書いたりした際の逸脱に限る。

例）高齢で亡くなった知人の葬式に行ったとき、友人にひさしぶりで会って、思わず明るい声で話してしまった。周囲の人にこわい顔を向けられた。

社会的規範に対する逸脱への制裁①

- 規範が明示的なものである場合
  ー制裁も明示的
  例）法律違反、ある種の宗教における破戒等
  ー実効ある処罰が誰にもわかる形で行われる

- 規範が明示的であっても、その規範より優先される規範によって逸脱が「なかったこと」にされることもある。
  例）高速道路におけるスピード違反
  憲法9条に反する自衛隊の存在

言語運用と社会的規範

- 言語運用：言葉を使うこと。言語運用を扱うのが応用言語学である。社会言語学はその一部。言語そのものを扱うのは言語学。
- ことばの使いかたはその人が属する社会によって違う（変種がある）。その社会が持っている規範（非明示的な規範）に合わない言語運用をすると制裁を受ける

社会的規範に対する逸脱への制裁②

- 規範が明示的でない場合は、制裁も非明示的に行われる。
- 制裁はその場で行われる場合（①）もあれば、後から行われる場合もあり（②）、制裁が行われたことに気づかない場合（③）すらある。

例）①会議中の新参者の発言に続く沈黙

②悪口クラブに入らない者に対する仲間はずし

③敬語を使えない者に対するあざけり

社会的規範と公準

- 社会的規範は社会の変化(権力構造の変化、経済的な変化、価値観の変化等)に応じて変わるものである。
- 公準は「証明なしに妥当する命題」という意味であり、社会の変化、社会の種類に関係なく妥当すると考えられる。

—グライス(Grice 1975)は会話には公準があると考えた。

グライス　会話の公準
(Grice,1975 Logic and Semantics In *Syntax and Semantics* .pp.41-58)

①量の公準
- 求められる程度の情報を与えよ。
- 求められる以上の情報は与えるな。

②質の公準
- 偽りと思うことは言うな。
- 適切な証拠のないことは言うな。

③関係性の公準
- 関係のあることを言え。

④様態の公準
- はっきりしない表現は使うな。
- どっちにも取れることは言うな。
- 簡潔に言え。
- 順序よく言え。

会話の公準の考え方(CP)

(Grice,1975 Logic and Semantics In *Syntax and Semantics* .pp.41-58)

- 会話はCP(Cooperative Principle:協調の原則)に則って行われるという前提
  - CPとは、会話参加者は会話の目的、あるいは一定の方向に向かってトークの交換するものであるという考え方
  - 会話の目的が効率的な情報交換をする、人に影響を与える、人の行動を方向づける等である場合には、公準はよく適合する

会話の公準の考え方(含意)

(Grice,1975 Logic and Semantics In *Syntax and Semantics* .pp.41-58)

- 会話には含意(言外の意味)があるので公準が守られていなくても会話は成立する。

(車が動かなくなってBに近づき)

A:I am out of petrol.

B:There is a garage round the corner.

→何の公準に違反しているか。

→会話が成立しているのはなぜか。